

新居浜市省エネ・新エネ設備等導入支援補助金交付要綱

新居浜市省エネ・新エネ設備等導入支援補助金交付要綱（令和２年要綱第２０号）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この要綱は、省エネ・新エネ設備等を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定め、円滑な補助金交付を実行し、地球環境への負荷が少ない低炭素社会の実現に寄与するとともに、環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）省エネ・新エネ設備等 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「Z E H」という。）及び未使用の家庭用蓄電池システムをいう。
- （２）Z E H 外皮の断熱性能等の向上及び高効率な設備システムの導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等により、年間の一次エネルギー消費量の収支が正味（ネット）でゼロ以下となる住宅をいう。
- （３）家庭用蓄電池システム 再生可能エネルギー等により発電した電力又は夜間電力等を利用して、繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することを主目的とした定置型のシステムであって、太陽光発電システムに併設するものをいう。

（補助対象者等）

第３条 補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有し、省エネ・新エネ設備等を導入する個人で、別表第１の左欄に掲げる省エネ・新エネ設備等ごとに、同表の右欄に定める要件を満たすものとする。

２ 省エネ・新エネ設備等に対する補助金の交付は、同一の住宅において、１回限りとする。

（補助対象経費）

第４条 補助対象経費及び補助金額は、別表第２に定めるとおりとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第3の左欄に掲げる省エネ・新エネ設備等ごとに、同表の右欄に定める方法により申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金交付決定通知書（第3号様式）により、また、相当でないと認めるときは補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条第2項の通知を受けた日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに補助金交付請求書（第5号様式）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、請求の日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けた省エネ・新エネ設備等を法定耐用年数の期限内において、廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ設備等処分承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、設備等処分承認（不承認）通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前条の規定に違反して省エネ・新エネ設備等を処分したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の取り消しをしたときは、交付決定取消通

知書（第 8 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 9 条 市長は、既に補助金を交付した場合であって、前条の規定による取消しをした場合、期限を付して、当該取消しに係る部分に関し、その返還を命ずるものとする。

（協力及び現地調査）

第 10 条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて省エネ・新エネ設備等の導入状況等についての報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

省エネ・新エネ設備等	要件
Z E H	<p>次の全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 自ら居住する市内の一戸建て住宅（居住の用に供する部分の床面積が総床面積の 2 分の 1 以上である店舗等との併用住宅を含み、賃貸住宅を除く。）に導入する者であること。</p> <p>(2) 国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版 B E L S）において、以下の評価・認証を受けた住宅を導入する者であること。</p> <p>ア 一次エネルギー消費量基準：ゼロエネ相当</p> <ul style="list-style-type: none">・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 20 % 以上削減されていること。・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー

	<p>ギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>イ 強化外皮基準(UA値) : 0.6W/m²K以下</p> <p>(3) 市税等を滞納していない者であること。</p>
家庭用蓄電池システム	<p>次の全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 自ら居住する市内の一戸建て住宅(居住の用に供する部分の床面積が総床面積の2分の1以上である店舗等との併用住宅を含み、賃貸住宅を除く。)に導入する者であること。</p> <p>(2) 蓄電容量1 kWh以上の蓄電池を導入する者であること。</p> <p>(3) 設備を導入する住宅に太陽光発電システムを導入する者であること。</p> <p>(4) 市税等を滞納していない者であること。</p>

別表第2 (第4条関係)

省エネ・新エネ設備等	補助対象経費	補助金の額
Z E H	設備費	200,000円(定額) ただし、県内に本店を置く中小建築業者等が施工する住宅に限る。
家庭用蓄電池システム	蓄電池システム本体及び付帯設備、配線等器具	補助対象経費の5分の1以内の額とする。ただし、補助金額の上限は100,000円とし、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

備考 補助対象経費には、設備導入に要する工事費を含む。

別表第3（第5条関係）

省エネ・新エネ設備等	申請の方法
Z E H	当該事業に係る工事の完了後、Z E H補助金交付申請書（第1号様式）に、市長が必要と認める書類等を添えて、当該Z E Hに居住を開始した日から6か月以内に、市長に提出する。
家庭用蓄電池システム	当該事業に係る工事の完了後、家庭用蓄電池システム補助金交付申請書（第2号様式）に、市長が必要と認める書類等を添えて、当該事業に係る工事が完了した日又は当該事業に係る工事の完了した住居に居住を開始した日から6か月以内に、市長に提出する。